

Contents [主な話題]

- 4月から水道料金を改定します…2・3
「村・県民税の申告」「所得税および復興特別所得税の確定申告」を受け付けます! …4
「小学生環境学習発表会」…7

村の史跡「石神城跡」が県指定文化財となりました!

春の石神城跡

石神城の歴史と構造 「石神城跡」は、15世紀前半から17世紀初めまで、佐竹氏家臣の石神小野崎氏が在城した城郭跡です。深い堀や周りを巡る土塁などで、3つの郭くるわに区画されています。保存状態が非常に良好で、佐竹氏関連の城館遺構として貴重であることから、平成29年12月25日に県指定文化財に指定されました。

石神城の見どころ 石神城は幾度かの合戦を行ったことで知られています。そのため、敵の攻撃から城を守るために造られた深さが約8mもある深い堀や、土塁・土橋などの構造がよく残っており、当時の城の様子を想像しながら見ることができます。

また、城の西側には城下町としての景観が見られ、南側には城主の菩提寺である長松院が立地しています。石神城を起点として地域全体にその時代の様子が分かるところも、石神城の大きな魅力の一つです。

見学の際は、安全に注意してください!

▽駐車場付近は道が狭くなっている所が多くあるため、運転の際はお気を付けてください。▽現在、遠見城へのルートは通路が整備されていません。急斜面(堀と土塁)の上り下りが必要となりますので、見学の際は十分ご注意ください。▽堀の内側など、倒木がある場合があります。

場所▼石神内宿1258他(石神コミュニティセンターより徒歩約5分)※車で
お越しの際は、駐車場(石神城跡の北側と西側)をご利用ください。

【問い合わせ】生涯学習課 文化財・芸術文化担当(☎282-1711 内線1422)
※詳細は、村公式ホームページをご覧ください。



4月 から 水道料金を改定します

●なぜ料金改定が必要か●

①施設整備の費用の確保

外宿浄水場および取水場は、老朽化が進んでいたことから、施設・設備機器の更新と耐震補強事業を進め、平成28年度に更新工事が完了したところです。

導水管や配水管の耐用年数が近付き老朽化が進んでいることや、今後想定される地震等に対応できるよう、既設管路の更新・耐震化を目的に、重要給水施設配水管路の整備を計画しています。また、将来的には施設の維持管理に伴う費用の増加が予想されます。安定した水の供給を継続するためにも、これらの費用を確保する必要があります。

②経営の健全化

水道事業の経営は、地方公営企業法によって「独立採算制」で行っています。これは、

皆さんに支払っていただく料金収入で費用を賄うことです。現在の経営状況は、費用を料金収入で賄うことができず、収支不足分を一般会計からの補助金で補っています。このような経営の根幹となる収支の不均衡を早急に是正し、健全化を図る必要があります。

以上の理由により、現在の水道料金では将来にわたって水道事業を継続していくことが困難な状況です。そのため、水道料金を改定し、安全で安心な水の安定供給を維持してまいります。

平均改定率

約9パーセント(消費税を除く)

改定料金の適用日

4月1日

村では、今後一層の経費削減を図りながら、健全な経営に努めていきますので、「ご理解とご協力をお願いします。」

【新旧料金比較表】

現行の口径別料金体系表(2か月分・税抜き)

給水装置	口径	基本料金		従量料金	
		水量	料金	水量	料金
専用給水装置 ※主に一般家庭で使用されている給水装置	13mm	20m ³	2,420円	使用水量 20m ³ を超えたとき	1m ³ につき 155円
	20mm		2,530円		
	25mm		2,640円		
	30mm		3,740円		1m ³ につき 190円
	40mm		5,060円		
	50mm		6,270円		
	75mm		9,460円		1m ³ につき 210円
	100mm		12,650円		
150mm	18,700円				



節水型機器の普及や節水意識の向上などにより、使用水量が減少した世帯が増えたことから、基本水量を20m³→16m³に変更しました。

4月使用分からの新しい口径別料金体系表(2か月分・税抜き)

給水装置	口径	基本料金		従量料金 (1m ³ 当たり)	
		水量	料金	水量	料金
専用給水装置 ※主に一般家庭で使用されている給水装置	13mm	16m ³	2,610円	17～20m ³ 20円	21m ³ 以上 167円
	20mm		2,730円		
	25mm		2,850円	17m ³ 以上 205円	
	30mm		4,040円		
	40mm		5,460円	17m ³ 以上 227円	
	50mm		6,770円		
	75mm		10,220円		
	100mm		13,660円		
150mm	20,200円				

今回の改定は水道料金のみとなりますので、水道等の使用水量に基づいて算定している下水道使用料に変更はありません。これまでと同様に、水道料金と下水道使用料の合計金額を上下水道料金として納めていただくこととなります。

問い合わせ ●水道課業務担当
(0282)1711 内線1152

【一般家庭の標準的な使用水量における比較事例(2か月分・税抜き)】

【例1】単身世帯

平均使用水量16^m
(メーター口径13mmの場合)



○現行料金：基本料金内 2,420円

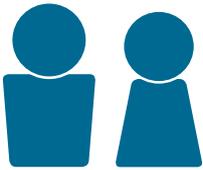


+ 190円

○新料金：基本料金内 2,610円

【例2】20代夫婦世帯

平均使用水量32^m
(メーター口径20mmの場合)



○現行料金：基本料金 2,530円(基本水量20^m)
従量料金 1,860円(使用水量12^m×155円)
合 計 4,390円



+ 424円

○新料金：基本料金 2,730円(基本水量16^m)
従量料金 2,084円(使用水量4^m×20円 + 12^m×167円)
合 計 4,814円

【例3】40代夫婦と子ども2人世帯

平均使用水量50^m
(メーター口径20mmの場合)



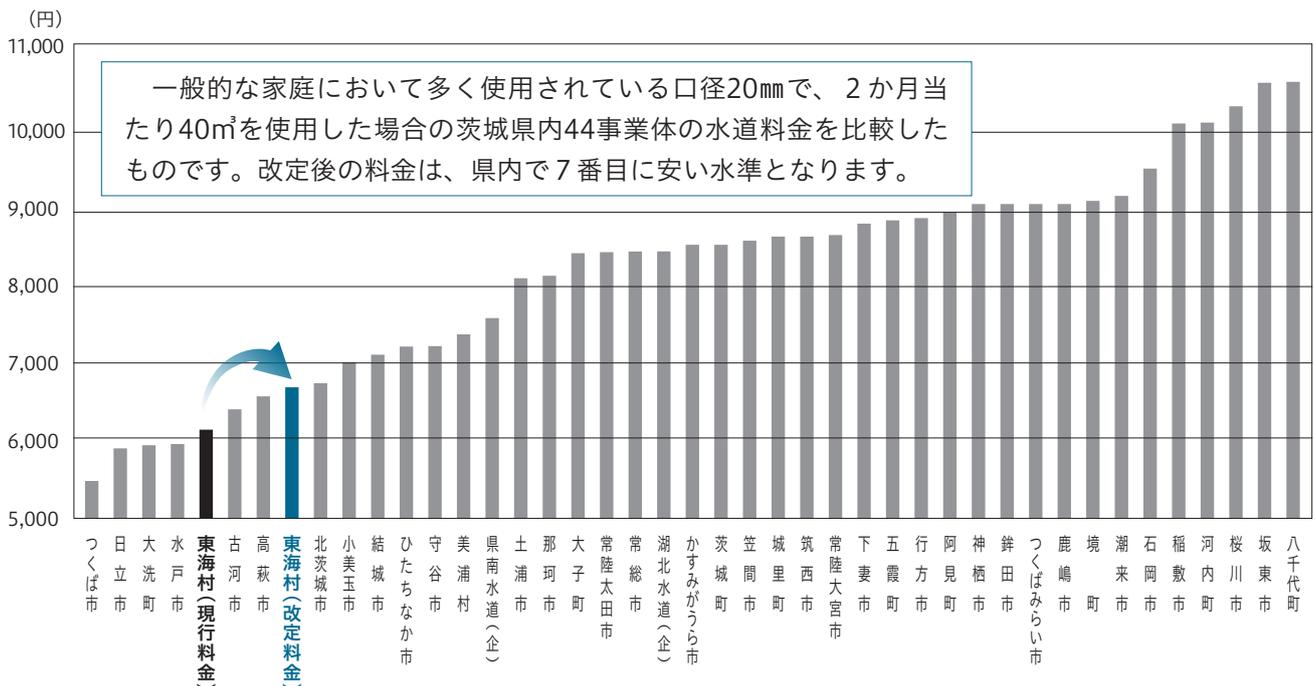
○現行料金：基本料金 2,530円(基本水量20^m)
従量料金 4,650円(使用水量30^m×155円)
合 計 7,180円



+ 640円

○新料金：基本料金 2,730円(基本水量16^m)
従量料金 5,090円(使用水量4^m×20円 + 30^m×167円)
合 計 7,820円

【茨城県内水道料金の比較(2か月40^m当たり・口径20mm・税込み)】



「村・県民税(住民税)の申告」 「所得税および復興特別所得税の確定申告」を受け付けます!

申告受け付け・相談 **2月13日(火) ~ 3月15日(木)**

今年も村・県民税等の申告時期になりました。平成30年1月1日現在、村内に住所のある方は「村・県民税の申告」が必要な場合があります。村・県民税等の申告は、平成30年度の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の算定の基となりますので、平成29年中に無職・無収入の方も必ず期間内に申告してください。「村・県民税申告書」、「所得税および復興特別所得税の確定申告書」についての受け付け・相談を、下記の日程で行いますので、忘れずに申告してください。

問い合わせ▼税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117 ~ 1119)

村・県民税

●申告が必要な方

▽主たる給与または、公的年金の他に所得がある方
▽同一世帯の方の税法上の扶養になっていない無収入の方や遺族年金・障害年金等の受給者
※昨年の実績を基に村・県民税の申告書を郵送します(1月下旬)が、届かない方も申告が必要な方は、必ず申告してください。

●申告が不要な方

▽所得税の確定申告をした方
▽1か所から給与を受け、年末調整済みで、勤務先の会社等が村に「給与支払報告書」を提出している方
▽同一世帯の方が申告しており、その方の税法上の扶養に入っている方
▽公的年金所得のみで公的年金の年間支給額が148万円以下(昭和28年1月2日以後に生まれた方は98万円以下)の方

※扶養控除等の追加や源泉徴収されている所得税の還付を受けるときは、申告が必要です。

所得税および復興特別所得税

●対象

▽村内在住(平成30年1月1日現在)で、平成29年1月から12月までに①営業等(その他の事業)による所得、農業所得、不動産所得(貸地・貸家・駐車場等の収入)②原稿料・講演料・互助年金等の雑所得や一時所得(保険の満期等)③土地・家屋等の資産を譲渡した所得④源泉分離課税が行われない退職所得——のいずれかの所得(収入)があった方
※③に該当する方は太田税務署で申告してください。
▽勤務先の会社等が、村に「給与支払報告書」を提出していない方
▽主たる給与所得(年末調整済み)以外の全ての所得の合計額が20万円を超える方

◆復興特別所得税について

平成25年分~平成49年分の各年分については、所得税と併せて申告・納付する必要があります。復興特

別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

ふるさと納税「ワンストップ特例」の申請をした方へ

村・県民税の申告や確定申告をする場合、特例制度は適用されません。あらためて、ふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告手続きを行ってください。

申告受け付け・申告相談の日程

●期日と指定地区

2月13日(火)	平成29年中の収入が年金のみの方 ※村から通知が届かない方も、該当する方は申告できます。	
2月14日(水)		
2月15日(木)		
2月16日(金)		
2月18日(日)	平成29年中の収入が給与のみの方	
2月19日(月)	平成29年中の収入が年金のみの方	
2月20日(火)		
2月21日(水)	岡・船場	
2月22日(木)	百塚・南台	
2月23日(金)	真崎	
2月26日(月)	須和間・押延	
2月27日(火)	白方・豊白・村松北	
2月28日(水)	全地区	▲混雑が予想されます!
3月1日(木)	緑ヶ丘・フローレスタ須和間	
3月2日(金)	宿・原子力機構百塚・原子力機構長堀	
3月5日(月)	豊岡・亀下	
3月6日(火)	川根・照沼・原子力機構箕輪	
3月7日(水)	舟石川中丸・舟石川2区・原子力機構荒谷台	
3月8日(木)	外宿1区・外宿2区	
3月9日(金)	竹瓦・舟石川3区	
3月12日(月)	舟石川1区	
3月13日(火)	内宿1区・内宿2区	
3月14日(水)	全地区	▲混雑が予想されます!
3月15日(木)		

※自治会に加入していない白方中央に在住の方は白方、東海1~3丁目に在住の方は百塚、舟石川駅西・駅東、大山台に在住の方は舟石川1~3区の指定日にお越しください。

●時間 午前9時~(受付時間は午前8時から(窓口延長日でも)午後4時まで)

●場所 原子力視察研修室(役場行政棟5階)

できるだけ、指定地区の受付日にお越しください。

次の申告は、太田税務署へ！

▽事業による収入が1,000万円を超える方
▽退職所得を除く所得の合計が2,000万円以上の方
▽株・建物・土地等の譲渡所得申告、青色申告、住宅借入金等特別税額控除の申告
▽FX等の先物取引の申告
▽税務署の收受日付印が捺印された申告書の控えが必要な方等

太田税務署から確定申告に関するお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税

【申告受け付け・申告相談の日程】

- 期 間 2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)
- 時 間 午前9時～午後5時(午前8時30分受け付け開始)※会場の状況により受付終了時間が早まる場合があります。
- 場 所 太田税務署 ※別館2階から本庁舎1階へ変更となります。
- そ の 他 ▽申告書の作成には時間がかかるため、午後4時頃までにお越しください。▽相談が午後5時を過ぎると再度お越しいただく場合がありますのでお早めにお越しください。▽駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関をご利用ください。

申告書は自分で作成できます！

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、所得税などの申告書等を自分で作成できます。税務署に向かず作成できますので、ぜひご活用ください。

- 提出方法 e-Tax(電子申請)または郵送(第一種郵便物または信書便物のみ)で、太田税務署へ提出してください。

待ち時間の短縮にも！

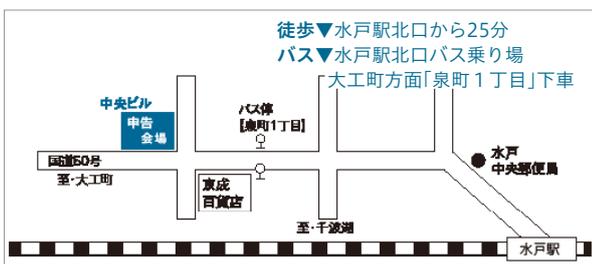


種郵便物または信書便物のみ)で、太田税務署へ提出してください。

日曜日の申告会場

【特設会場で申告受け付け・申告相談を実施します】

- 期 日 2月18日(日)・25日(日)
- 時 間 午前9時～午後5時 ※受付時間は午前9時～午後4時ですが、会場の状況により受付終了時間が早まる場合があります。
- 場 所 中央ビル(水戸市泉町2-3-2)
- そ の 他 現金納付の窓口はありません。



医療費控除を適用される方へ

「医療費控除に関する明細書」の提出をお願いします！

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の添付が不要となりました。

なお、領収書を提出する代わりに「医療費控除に関する明細書」の添付が必要となります。税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書の保管をお願いします。※**申告後5年間は領収書の保管義務があります。**

- そ の 他 ▽提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は除きます。▽平成31年分までの確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示による申告もできます。

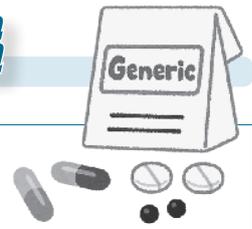
公的年金等受給者の方へ

所得税の確定申告が不要な場合があります！

- 対 象 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ「公的年金等に係る雑所得」以外の所得金額が20万円以下の方
※該当者であっても、「村・県民税」の申告は必要な場合があります。
- そ の 他 ▽所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除等)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。▽平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している方は、この制度が適用されないこととなりました。

問い合わせ▽確定申告などに関すること…太田税務署(〒313-8686 常陸太田市金井町3662 ☎0294-72-2171 自動音声案内) ▽「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関すること…「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時～午後5時)

選んでみましょう！ジェネリック医薬品



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

最初に作られた薬(先発医薬品=新薬)の特許が切れてから作られた薬のことです。

●成分・効き目は、新薬と同じ！

厚生労働省により、新薬と同等の効き目や安全性を持つと認められたものが製造されていますので、安心です。

●新薬より改良が進んでいることも！

ジェネリック医薬品によっては、飲みやすさや副作用を抑える工夫など、後発品ならではの改良が進んでいる場合もあります。

●家計への負担を軽減！

ジェネリック医薬品は開発コストがかからない分、価格が安く設定されています。新薬の3～5割ほど安くなる場合が多く、家計への負担を軽減できます。

ジェネリック医薬品を利用する場合は

まずは医師に相談を！

ジェネリック医薬品を利用するには、医師へ「ジェネリック医薬品にしてほしい」と伝えることが必要です。ただし、すべての新薬に対しジェネリック医薬品が製造販売されているわけではなく、治療内容によっては適さない場合もあります。まず医師に相談し、その選択や使用方法については薬剤師と相談してみましょう。



村では医療費の抑制を図るため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額の軽減が比較的大きい方を対象に、差額通知書を送付しています。差額通知書には、ジェネリック医薬品への切り替えを手軽に伝えられるカードやシールが入っています。ぜひご利用下さい。

整骨院 接骨院

はり・きゅう マッサージ

ご存じですか？ 柔道整復師・鍼灸師の正しいかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)による施術には、健康保険などが適用される場合とされない場合があります。また、鍼灸師(はり・きゅう)・マッサージに保険の適用を受ける場合には、医師の同意書が必要です。保険適用が認められない場合は全額自己負担となりますので、施術を受ける前にきちんと確認して、正しく施術を受けましょう。

柔道整復師にかかる場合

【保険が適用されます】

- ▽打撲・捻挫
- ▽挫傷(肉離れなど)
- ▽骨折・脱臼の応急処置 ※緊急時以外や応急手当後の施術には医師の同意が必要です。

【保険が適用されません】(全額自己負担)

- ▽単なる肩凝りや筋肉疲労
- ▽脳疾患後遺症などの慢性病
- ▽神経痛(リウマチ、慢性関節炎など)
- ▽加齢による腰痛、五十肩の痛み
- ▽病気による凝りや痛み
- ▽スポーツなどによる肉体疲労

はり・きゅう・マッサージにかかる場合

【保険が適用されます】(医師の同意書が必要)

■はり・きゅう

- ▽神経痛
- ▽五十肩
- ▽リウマチ
- ▽腰痛症
- ▽頸腕症候群
- ▽頸椎捻挫後遺症

■マッサージ

- ▽筋まひ…筋肉がまひして自由に動けないような症状
- ▽関節拘縮…関節が硬くて動きが悪い症状



問い合わせ▼福祉保険課国保年金担当(☎282-1711 内線1131～1133)

「小学生環境学習発表会」

発表会後には、白方小
金管バンド部によるミニ
コンサートもあるよ!



期 日▼ 2月3日(土)

時 間▼ 午後 1 時30分～ 4 時(午後 1 時開場)

場 所▼ 東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」

入場料▼ 無料

村と協働で第2次東海村環境基本計画を推進するボランティア団体「とうかい環境村民会議」が「小学生環境学習発表会」を開催します。

12回目となる今年は、白方小学校の5年生がグループ活動を通して学んだ成果を発表します。テーマは「みんなで守ろう地球環境～From Tokai～」です。この機会に、自分たちが地球環境を守るためにできることを考え直すとともに、環境について楽しく学んでみませんか。また、当日は橋詰尚子さん(気象予報士)による講演会「地球温暖化を考えよう」も開催します。皆様のご来場をお待ちしています。

【問い合わせ】環境政策課環境計画・緑化推進担当(☎282-1711 内線1454)

＜活動の様子＞



茨城県環境アドバイザーによる講義



校内自然
観察会
(いにしえ
ガーデン
にて)



茨城県森林・林業体験学習(木工工作体験)



Café de 村長 ～明日のとうかいを村長と語ろう～

若者が参加できる地域づくりに向けて

【問い合わせ】広報広聴課(☎282局17711 内線1302)

山田村長を交えて、村の将来を担う若い世代の方々の思いや考えを語り合う「Café de 村長」。今回で4回目となるこの催しは、カフェのようになりラックスした雰囲気の中で、それぞれの思いを自由に話してもらったことで、今後のまちづくりのヒントにしたいとの思いから企画されたものです。

今回のテーマは「若者が参加できる地域づくり」に向けて――。大学生8人が、和やかな雰囲気の中で、意見交換を行いました。今回は、その内容の一部をご紹介します。



若者が地域に参加するには！

村長 20代の方々に、地域づくりに向けたアイデアや参加を期待しています。例えば、サークルなどで、地域のために何かをした経験などはありますか。

学生 民間の飲食チェーン店と共同で大学構内食堂の改善プロジェクトに参加しました。

学生 公共施設をPRするためにキャラクターを作成しました。

村長 実際に、若い人が地域のグループに参加するためにはどうしたらよいでしょうか。

学生 友だちを誘って参加できるものであれば、参加しやすいと思います。

学生 興味があっても、一人だとなかなか参加しにくいです。実際に行動に移すには勇気がいるので、まずは友だちと気軽に参加できるような雰囲気がつくられていると良いと思います。

住むなら東京？それとも地元？

学生 地元を離れたくないので東海村で仕事を探したいです。

学生 働く場所があれば、東海村から日立市やひたちなか市などに通うことも考えています。

学生 出身地の神奈川県に戻りたいと思っています。家族の近くで暮らしたいということと地元はいろいろと慣れていくからです。

村長 地元に住みたくても勤め先が少なく大都市圏に就職先が限られる傾向が全国的にあります。若い人たちに都会は魅力的かと思いますが、落ち着いて暮らすなら地元に戻りたいなど、皆さんの率直な意見を聞くことができました。



村内等で行われた活動やイベントを紹介します

ず〜むあっぷ! 「まちの風景」



【写真左から】工藤颯悟さん(5年)、高山悠花さん(4年)、小泉香奈さん(5年)、佐藤優香さん(6年)

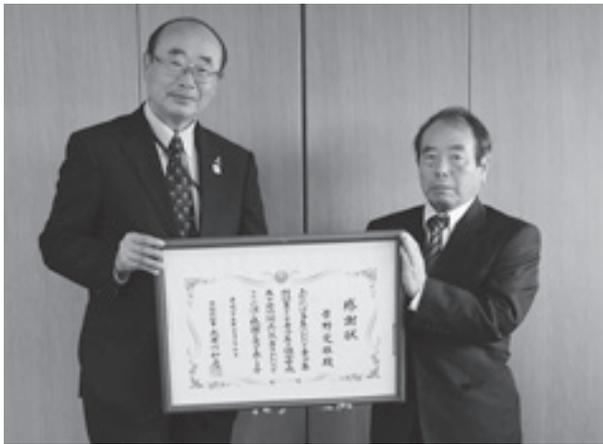


美しいフルートの音色で観客を魅了しました 村松小学校吹奏楽部が県最優秀賞を受賞

第52回茨城県アンサンブルコンテストの小学校部門で村松小学校吹奏楽部のフルート4重奏が最優秀賞を受賞しました。次の東関東大会に向けて、「演奏曲『アルカディ』の天使が羽ばたく感じが伝わるようにしたい」「県代表として、人に夢を与えられるような演奏をしてきたい」と話してくれました。また、地域のイベントや2月に同校で開催される演奏会でも美しい音色を聴くことができます。



【写真左から】川崎教育長、菅野定雄さん



長年の子どもたちとの交流が高く評価 16年間の青少年相談員を終え、県知事褒賞を受賞!

東海村青少年相談員として街頭巡回活動や子どもたちの相談を受けてきた菅野定雄さんが、茨城県知事褒賞を受賞したことを川崎教育長に報告に訪れました。子どもたちには「苦手なものでもやってみよう」と励ましたり、「ダメなものはダメ」と注意したり。菅野さんの人柄から、就職や進学の際に相談に来る子もいたそうです。16年間にわたる交流の様子をお話してくださいました。

【写真左から】川崎教育長、藤原響さん(3年)、石川大翔さん(3年)、山田村長、金澤優希哉さん(2年)



稽古で磨いた心・技・体! 金メダルがその証 空手の関東大会で東海南中学校が優勝!

10月15日に石岡市運動公園体育館で開催された、第20回関東中学生空手道選手権大会の男子団体組手部門で優勝した東海南中学校の選手たちが、山田村長と川崎教育長に報告に訪れました。トーナメントでは2対1の接戦が多く、緊迫した試合を勝ち抜いての優勝となりました。日頃の稽古によって心身ともに鍛えられた3人のチームワークに、さらなる活躍が期待されています。

マイヘルシー スタイル

Information to help you
become healthier!



vol. **21**

【問い合わせ】
保健センター(☎282-2797)



体の健康・心の健康のため
睡眠に気を配りましょう!

健康に最適な睡眠時間は**30歳の方で7時間前後**、歳をとるとともに少しずつ減っていき、**65歳の方で6時間前後**といわれています。「平成28年社会生活基本調査結果(総務省統計局)」より、茨城県の10歳以上の方の平均就寝時刻は午後11時6分、平均起床時刻は午前6時25分でしたので、平均睡眠時間は7時間19分と理想的ですが、皆さんは睡眠時間を十分に確保できていますか。

睡眠不足が食べ過ぎに影響!?

睡眠時間が不足すると食欲ホルモンの分泌が**増加**し、満腹ホルモンの分泌が**減少**する。

食欲が増し、満腹感を感じにくくなる。



睡眠時間と健康

5時間以下……日中の眠気や疲労感が増し、いろいろな作業をするときにミスが多くなる。やる気だけでカバーするのは難しい。

6時間以上8時間未満……うつ状態になりにくい。

◆健康のために、日中はできるだけ体を動かすなど活発に過ごし、**6～7時間の睡眠時間を確保**しましょう。



健やかな眠りを目指して

【日中の過ごし方】

○起床時刻を一定にし、朝の光を浴びる

【床に就くまで】

○40度前後のぬるめのお風呂に全身つかる

○手先・足先を暖かくする

○眠くなるまでリラックスして過ごす

○遅い時間のカフェイン摂取(コーヒー、紅茶、緑茶など)は控える

○睡眠薬代替りの寝酒を避ける

【寝付けないうち】

○点灯するか、いったん床を離れてみる

アレンジ自由自在! 朝食やランチにも! 「米粉のガレット」



いもマミーの
おすすめレシピ

材料	分量(2枚分)
【生地】	
米粉	60g
牛乳	70ml
卵	1/2個
塩	少々
オリーブオイル	小さじ1
【具材】	
ベーコン	30g
シメジ	40g
タマネギ	60g
塩・こしょう	少々
【トッピング】	
卵	2個
チーズ	30g
パセリ粉	適量
※エネルギー(376kcal/枚)、食塩相当量(1.2g/枚)	



【Point】

▽生地に黒すりゴマやココアを混ぜたり、具材を変えたりすればデザートにも♪

▽生地だけ焼いてレタスやハム等、好きな具材を巻けばサラダラップもできます!

【作り方】

- ①ボウルに米粉、牛乳、溶きほぐした卵、塩を入れ混ぜ、オリーブオイルを加えてなじませる。
- ②フライパンにベーコン、シメジ、タマネギを入れて炒め(ボウルに入れて電子レンジで加熱しても良い)、塩・こしょうで味を調える。
- ③フライパンを温め(テフロン加工でないものは少量の油をひく)、①の生地を入れて手早く全体を薄く広げる。表面が軽く乾いてきたら、②を中央にのせる。
- ④③の真ん中に卵を割り入れ、チーズをのせる。
- ⑤上下左右の端の部分の内側に折りたたみ、ふたをして弱火にし、卵の白身が白くなるまで蒸し焼きにする。
- ⑥お皿に移し、パセリ粉を散らして出来上がり!

いんぽお めーしょん

役場の
電話番号 ☎ 282-1711(代表)

● 2月の休日診療 ●

受付時間	午前9時30分から午後2時まで ※正午～午後1時を除きます。	
期日	医療機関名	電話番号
4日(日)	東原クリニック	283-2301
11日(日)	石井整形外科クリニック	270-5141
12日(月)	村立東海病院	282-2188
18日(日)	村立東海病院	282-2188
25日(日)	茨城東病院	282-1151
救急医療機関をお探しのときは ▼毎日… 24時間対応		
茨城県救急医療情報コントロールセンター (☎241-4199)		
茨城子ども救急電話相談 ▼月曜日～金曜日… 午後6時30分～翌日午前8時 ▼日曜日、祝日、 12月29日～1月3日・午前8時～翌日午前8時		
プッシュ回線の固定電話、携帯電話から (☎ #8000)		
全ての電話から (☎ 254-9900)		

● 2月の健康体操参加者募集 ●

問合せ	S CスマイルTOKAI事務局 (総合体育館内 ☎283-1001)	
●エンジョイ・ヘルスアップ(ストレッチ体操、ヨガなど)		
期日	場所	
1日(木)	総合福祉センター「絆」	
8日(木)	総合福祉センター「絆」	
15日(木)	総合福祉センター「絆」	
時間	午前9時30分～11時	
対象	村内在住で30歳以上65歳未満の方	
※初めて参加する方は、事前に申し込みください。		

● 2月の住まいに関する相談 ●

場 所	都市整備課(役場行政棟2階)	
問合せ	都市整備課(内線1247、1248)	
相談日	時間	相談内容
15日(木)	10:00～16:00	新築、リフォーム、耐震診断等

● 12月の村内交通事故発生状況 ●

	発生件数	死者数	負傷者数
件数	8	0	11
累計 (1月から)	113	0	161
前年比	-34	-4	-43

● 防災行政無線放送を電話で聞くには ●

無料テレホンサービス (☎ 0120-42-4848)

暮らし

専門家が相談に応じます!
「放射線に関する相談コーナー」

食品に含まれる放射性物質や、放射線の人体への影響など、身近な疑問や不安についてご相談ください。相談は無料ですので、お気軽にお越しください。
2月6日程等▼

期 日	場 所
9日(金)	総合福祉センター「絆」
14日(水)	白方コミュニティセンター

時間▼午前10時30分～午後1時30分
費用▼無料

☎ 防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(内線1518) ※事前申し込みは不要です。

水道管の凍結にご注意ください

水道管が凍結すると、水が出なくなるだけでなく、管が破裂して高い修理費用がかかってしまうこともあります。事前に対策し、凍結を防止しましょう。
凍結防止策▼冷え込みが厳しい時は、必ず水抜栓の操作を行う。※開け閉めの際は、最後までしっかりと回す。▼水抜栓がない場合、蛇口から水を少しだけ出したままにする。▼露出している水道管に保温材(布類は水分を含んで余計に凍結するので使用しない)や電気式の凍結防止帯を巻き付ける。

凍結した場合▼軽い凍結のときは水道管や蛇口にタオルを巻き付けて、ゆっくりとぬるま湯を掛けてください。水道管や蛇口が破裂する恐れがありますので、**熱湯は絶対に掛けない**

福祉

「東海村障がい者プラン」(案)
へのご意見等をお寄せください

いってください。また、ヘアドライヤーなどでゆっくり溶かすのも有効です。
破綻した場合▼東海村指定給水装置工事事業者(村公式ホームページに掲載)に修理を依頼してください。
☎ 水道課業務担当(内線1153)

村では、平成32年度までの障がい福祉行政の将来像を定め、取り組むべき政策・施策等を示す「東海村障害者計画」、障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保するための「東海村障害福祉計画(第5期)」および「東海村障害児

福祉計画(第1期)の策定を進めていきます。これらの計画(案)について、皆さんのご意見等を募集しています。
公表場所▼介護福祉課(役場行政棟1階)▼なごみ総合支援センター▼各コミュニティセンター▼村公式ホームページ

その他▼必要事項の記入がないものは受け付けできません。▼概要の公表(匿名)を予定しています。

☎ 2月8日(木)(必着までに、任意の様式に)▼東海村障がい者プラン(案)▼氏名▼住所▼連絡先(電話番号またはファックス番号)▼ご意見——を明記の上、持参(土・日曜日を除く)・郵送・ファックスメールのいずれかで、地域生活支援センター(〒319-1118 舟石川駅東3・9-33 ☎287局2525 282局3538 kaigofukushi@vill.tokai.ibaraki.jp)へ提出してください。

● 2月の健康相談 ●

場 所 保健センター(総合福祉センター「絆」内)
問合せ 保健センター(☎282-2797)

健康相談	期日・受付時間
母子健康相談 (乳幼児身体測定、育児相談)	2日(金) 9:30 ~ 11:00 13:00 ~ 14:00
元気アップ健康相談 (健康に関する相談)	※希望日時をご連絡ください。

● 乳幼児健診 期日・受付時間 対象児

乳児	7日(水) 13:00 ~ 13:45	平成29年9月 生まれの子
1歳6か月児	8日(木) 13:00 ~ 13:45	平成28年7月 生まれの子
3歳児	14日(水) 13:00 ~ 13:45	平成26年12月 生まれの子
2歳半歯科	9日(金) 13:00 ~ 13:45	平成27年7月 生まれの子

● 乳幼児教室 期日・受付時間 対象児

赤ちゃん教室	15日(木) 13:00 ~ 13:20	平成29年11月 生まれの子
歯ッピーバー スデー教室	23日(金) 9:00 ~ 9:20	平成29年2月生ま れの子(事前予約)

● 2月の専門相談・生活相談等 ●

問合せ 東海村社会福祉協議会(☎282-2804)

● 行政書士による相談 (事前予約)
日 時 9日(金) 午後1時~3時

場 所 東海村社会福祉協議会(総合福祉センター「絆」内)

● 暮らしサポート相談所 (事前予約不要)
日 時 6日(火)・20日(火) 午後2時~4時

場 所 イオン東海店(1階・フードコート付近)

※生活上の心配ごとや困りごとなど福祉についての相談は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分~午後5時15分に、面談(要予約)または電話で受け付けます。

● 2月の行政相談等 ●

場 所 村民相談室(役場行政棟2階)
問合せ 村民相談室(内線1275)

● 行政相談
日 時 6日(火) 午前10時~正午

相談種別 行政相談員による相談※
(事前予約)

※暮らしの中での困りごとについて、行政相談員が無料で相談に応じます。事前予約は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時~午後4時に、申し込みください。

● 女性生活相談(☎287-0863)
期 日 毎週月・水・金曜日(祝日を除く)

時 間 午前9時~正午、午後1時~4時

● 消費生活相談(☎287-0858)
期 日 毎週月~金曜日(祝日を除く)

時 間 午前9時~正午、午後1時~5時
※火曜日は午後4時までとなります。

「第7期東海村高齢者福祉・介護保険事業計画」(案)へご意見等をお寄せください

平成32年度までの高齢者施策や介護保険事業をまとめた「第7期東海村高齢者福祉・介護保険事業計画」(案)について、皆さんのご意見等を募集しています。

公表場所▼▽介護福祉課(役場行政棟1階)▽なごみ・総合支援センター▽各コミュニティセンター▽村公印ホームページ

その他▼▽必要事項の記入がないものは受け付けできません。▽概要の公表(匿名)を予定しています。

申・問 2月8日(木)(必着)までに、任意の様式に▽第7期東海村高齢者福祉・介護保険事業計画(案)▽氏名▽住所▽年齢▽連絡先(電話番号またはファックス番号)▽ご意見——を明記の上、持参(土・日曜日を除く)・郵送

ファックス・メールのいずれかで、介護福祉課高齢支援担当(役場行政棟1階)〒319-1192 東海3-7-1 内線1162 FAX 282局8919 koureifukusi@vill.tokai-baraki.jpへ提出してください。

「精神保健福祉ボランティア養成講座」

日程等▼

① 2月3日(土) 13:15 ~ 15:10	開講式、精神保健福祉の基礎知識
② 2月10日(土) 13:00 ~ 15:00	精神疾患と発病後のケア
③ 2月17日(土) 13:15 ~ 16:00	障がい者の自立、当事者による体験発表、終了式

場所▼地域活動支援センター「ふわり」(ひたちなか市柳沢2831)

定員▼10人程度

受講料▼1000円/人

その他▼講座終了後、ボランティア活動を希望する方には、ボランティアサークル「そいゆ」を紹介します。

申・問 事前に、社会福祉法人はまぎくの会(地域活動支援センター「ふわり」内)☎26局1500へ申し込みください。

心身に障がいのある方へ
自動車税・自動車取得税減免制度



県では、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害等級や自動車の所有者等が一定の要件を満たす場合、自動車税と自動車取得税を減免する制度を設けています。自動車税の減免申請は常陸太田県税事務

所で随時受け付けていますが、次の日程で村内に出張窓口を開設しますので、ご利用ください。

なお、軽自動車税の減免はこの出張窓口ではできません。後日発送される納税通知書に添付の申請書により税務課へ申請してください。

期日▼2月28日(水)
時間▼午前10時~午後1時

場所▼なごみ・総合支援センター

その他▼▽障害者手帳▽納税義務者の印鑑(認印可)▽運転者の運転免許証(免許証両面の写しでも可)▽車検証または納税通知書▽生計を一にすることを証明する書類(住民票等)——をお持ちください。

問 減免の要件により必要な書類が異なりますので、事前に茨城県税務課ホームページをご覧になるか、常陸太田県税事務所収税第一課(☎0294-803314)へ

お問い合わせください。※新車、中古車新規登録に係る減免や、自動車取得税の減免については、登録日から30日以内に水戸県税事務所自動車税分室(☎27局1297)へ申請してください。

東海村シルバーバリアビリティ体操指導士会による「いきいき体操教室」

2月の日程等▼

場所	期日
総合福祉センター「絆」	5日・19日・26日 (全て月曜日)
石神コミュニティセンター 舟石川コミュニティセンター	6日・13日・20日・ 27日(全て火曜日)
白方コミュニティセンター	2日・9日・16日・ 23日(全て金曜日)
真崎コミュニティセンター	9日・23日 (全て金曜日)
中丸コミュニティセンター	1日(木)
村松コミュニティセンター	23日(金)

時間▼午前10時〜11時30分



対象▼村内在住で65歳以上の方
参加費▼無料
その他▼飲み物やタオル(汗拭き用)、ヨガマット(ない方はバスタオル)をお持ちの上、動きやすい服装でのご参加ください。

問 地域包括支援センター(☎287局2525)

那珂医師会による認知症予防教室「ソテリア東海」

日時▼2月1日・8日・15日・22日(全て木曜日)の午前10時〜午後3時
場所▼なごみ・総合支援センター
対象▼村内在住で65歳以上の方
参加費▼400円/回(教材費)
その他▼昼食をお持ちください。
問 地域包括支援センター(☎287局2525)

「NET119緊急通報システム」の利用開始に伴う事前登録説明会

日時▼2月14日(水)午後7時〜8時30分
2月18日(日)午前10時〜11時30分
場所▼なごみ・総合支援センター
対象▼村内在住で聴覚、音声機能、言語機能、またはそしやく機能の障がいにより音声で会話することが困難な方
その他▼登録するスマートフォンをお持ちください。
問 地域生活支援センター(☎287局2525)

高齢者のための簡単料理教室

栄養バランスが良く、電子レンジや缶詰でできる簡単な料理を紹介します。同年代の方たちと一緒に楽しく調理してみませんか。

期日▼2月19日(月)
時間▼午前9時30分〜午後1時

場所▼なごみ・総合支援センター
対象▼村内在住で65歳以上の方
定員▼先着20人
講師▼綿引真理子さん(管理栄養士)
参加費▼無料
その他▼エプロン・三角巾・マスク・ハンドタオルをお持ちください。

問 2月8日(木)まで(土日曜日を除く)に、介護福祉課高齢支援担当(内線1164)へ申し込みください。

認知症カフェに来ませんか?

「Village Bird(ビレッジバード)」
今回は、高橋克佳さん(認知症ケア研究所・水戸市)による、認知症ケアについての講座を開催します。
期日▼2月21日(水)
時間▼午後1時30分〜3時30分
場所▼グループホームメジロ苑(白方1306・1)
定員▼15人※定員になり次第受け付け終了となります。
参加費▼100円/回(お茶菓子代等)
問 事前にグループホームメジロ苑(☎306局0033)へ申し込みください。

子育て

「英語で遊ぼう」と「お楽しみ劇場」

NLT(外国語指導講師)と一緒に楽しく英語で遊んでみませんか。

職員による「お楽しみ劇場」も行いますので、皆さんぜひご参加ください。
期日▼2月20日(火)
時間▼午前9時45分〜11時15分
場所▼とうかい村松宿こども園
対象等▼村内在住の1歳6か月から就学前の子とその保護者(先着10組)
参加費▼無料
問 2月6日(火)の午前9時〜午後5時に、とうかい村松宿こども園子育て支援センター(☎282局7390)へ申し込みください。



百塚保育所の子育てサークル室「こあらひろば」を開放します

親子で「こあらひろば」に遊びにきませんか。
期日▼2月1日・8日・15日・22日(全て木曜日)
時間▼午前9時30分〜11時30分
場所▼百塚保育所
対象▼村内在住の乳幼児とその保護者
内容▼自由遊び、読み聞かせなど
参加費▼無料
その他▼飲み物と着替えをお持ちください。
問 百塚保育所子育て支援センター(☎270局5660)※事前申し込みは不要です。



教養・スポーツ

防災学から原子力防災を考える
連続ワークショップ(第2回)

期日▼2月10日(土)

時間▼午後1時30分～3時30分

場所▼いばらき量子ビーム研究センター

内容▼演題:『原子力災害を「想定内」にするために』311原発事故からの教訓▽講師:西崎伸子さん(福島大学行政政策学類教授)
その他▼次回を2月17日(土)に開催予定です。

申・関2月8日(木)までに、氏名と連絡先(電話番号やメールアドレス等)を記入の上、郵送・ファックス・メールのいずれかで、城下英行さん(関西大学社会安全学部)

(〒569・1098 大阪府高槻市白梅7・1 ☎072・684・4007) hideyuki@kansai-u.ac.jp)へ申し込みください。

その他



「テレワーク」柔軟な働き方講座
「演会」を開催します!

テレワークを活用した在宅での新しい働き方を考えてみませんか。

日時▼2月14日(水)午前10時～11時
場所▼東海村産業・情報プラザ「アイビル」
入場料▼無料

講師▼田澤由利さん(株式会社テレワークマネジメント代表取締役)
その他▼保育サービス(先着10人)を希望する方は、申し込み時にお知らせください。

申・関2月7日(水)までに、▽「テレワーク」柔軟な働き方講座申し込み▽氏名▽性別▽年齢▽電話番号▽メールアドレスを明記の上、ファックスまたはメールで、広報広聴課(内線1301 ☎287局0317) koutoukoutyou@vil.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。

住民原子力懇談会参加者募集

大強度陽子加速器施設(J・PARC)の見学を通して、原子力など最先端研究と安全確保についての理解を深め、意見交換を行う住民原子力懇談会を開催します。

期日▼2月19日(月)

時間▼午後0時50分～4時10分

場所▼J・PARCセンター(産学連携サテライト駐車場集合)

対象等▼村内在住の方(10人)※応募者多数の場合は抽選となります。

内容▼施設等の安全対策について説明・施設見学▽原子力安全行政・防災業務に関する取り組みの説明▽意見交換

その他▼懇談会は、亀下区自治会参加者との合同実施となります。

申・関2月8日(木)までに▽「住民原子力懇談会参加希望」▽氏名▽住所▽連絡先(電話番号、ファックス番号、メールアドレス等)▽年齢▽性別——を明記し、ファックスまたはメールで防災原子力安全課(内線1518 ☎270局4418) housai@vil.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。※参加者が決まり次第、ファックスまたはメールで、「住民原子力懇談会参加のお知らせ」をご連絡します。

「東海村文化財保護・活用計画」(案)へご意見等をお寄せください

村の文化財を総合的な視野に立って地域の歴史の中で捉え、今後の魅力あるまちづくりに活かしていくための指針となる「東海村文化財保護・活用計画」を策定するに当たり、皆さんのご意見等を募集します。

公表場所▼▽生涯学習課(役場行政棟4階)▽総合福祉センター「絆」▽各コミュニティセンター▽総合体育館▽中央公民館▽村立図書館▽東海文化センター▽村公式ホームページ

その他▼必要事項の記入がないものは受け付けできません。▽概要の公表(匿名)を予定しています。

申・関2月23日(金)(消印有効)までに、公表場所備え付けの様式に必要事項を明記の上、持参(土・日曜日、祝日を除く)郵送(ファックス・メールを除く)郵送(ファックス・メールの

いずれかで、生涯学習課文化財芸術文化担当(〒319・1192 東海3・7・1 内線1422 ☎282局7944) syougaiakusyu@vil.tokai.ibaraki.jp)へ提出してください。

「東海村スポーツ推進計画」(案)へご意見等をお寄せください

地域全体で生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組むための指針となる「東海村スポーツ推進計画」を策定するに当たり、皆さんのご意見等を募集します。

公表場所▼▽生涯学習課(役場行政棟4階)▽総合福祉センター「絆」▽各コミュニティセンター▽総合体育館▽中央公民館▽村立図書館▽東海文化センター▽村公式ホームページ

その他▼必要事項の記入がないものは受け付けできません。▽概要の公表(匿名)を予定しています。

申・関2月23日(金)(消印有効)までに、公表場所備え付けの様式に必要事項を明記の上、持参(土・日曜日、祝日を除く)郵送(ファックス・メールのいずれかで、生涯学習課国体スポーツ推進室(〒319・1192 東海3・7・1 内線2020 ☎282局7944) kokutai-tokai@vil.tokai.ibaraki.jp)へ提出してください。

募集 予備自衛官補募集

受験資格▼一般公募:18歳以上34歳未満の方 技能公募:18歳以上で国家

2月の資源物・ごみ収集日割表

【問い合わせ】清掃センター(☎282-7289)

資源物			燃えないごみ・粗大ごみ		
真崎、村松北、舟石川中丸、外宿2	1日・8日 15日・22日	外宿1	12日・26日	真崎、村松北、権現山寮、真砂寮、原子力機構(荒谷台)	2日・16日
船場、照沼	1日・15日	内宿1、亀下	6日・13日 20日・27日	原子力機構(長堀)、長堀寮、舟石川3、外宿1、外宿2、竹瓦	1日・15日
原子力機構(長堀・荒谷台・箕輪)、須和間、フローレスタ須和間	2日・9日 16日・23日	百塚、内宿2、豊岡、舟石川3竹瓦	6日・20日 13日・27日	緑ヶ丘、南台、豊岡、亀下	6日・20日
緑ヶ丘	2日・16日	舟石川2	7日・14日 21日・28日	百塚、豊白、内宿1、内宿2	5日・19日
白方	9日・23日	南台、川根	7日・21日	白方、岡、原子力機構(百塚)	9日・23日
舟石川1、原子力機構(百塚)	5日・12日 19日・26日	豊白	14日・28日	舟石川1、船場	8日・22日
宿、押延、岡	5日・19日	※各回収日の午前7時から8時30分までに出してください。		宿、川根、照沼、押延、須和間、フローレスタ須和間、原子力機構(箕輪)	13日・27日
燃えるごみ ※祝日の収集も行います。			舟石川2、舟石川丸		12日・26日
真崎、村松北、白方、宿、岡、原子力機構(箕輪・百塚・荒谷台)、真砂寮、権現山寮、南台、緑ヶ丘、押延、須和間、川根、照沼、豊岡、亀下、フローレスタ須和間					(毎週)月・木曜日
舟石川1、舟石川2、舟石川3、舟石川丸、百塚、豊白、原子力機構(長堀)、長堀寮、外宿1、外宿2、船場、竹瓦、内宿1、内宿2					(毎週)火・金曜日

免許資格を有する方(資格に応じて年齢の上限あり)※いずれも平成30年7月1日現在の年齢です。

試験日程▼4月14日(土)から18日(水)までの指定する1日

受付期間▼4月6日(金)まで

●自衛隊茨城地方協力本部 戸募集案内所(☎226局9294) <http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/> pd1-ibaraki@pc.mod.go.jp、東海村総務課総務法制担当(内線1313)※自衛官候補生は、通年で募集しています。

地方創生フォーラム in 茨城を開催します!

「稼ぐ力」へつなげるためにはどのような仕組みが必要なのか、「サイクリング」にスポットを当てて考えます。

期日▼2月16日(金)

時間▼午後1時30分～5時

場所▼フェリベールサンシャイン(水戸市白梅2・3・86)

内容▼渡辺裕之さん(俳優)によるトークショー、パネルディスカッション

定員▼先着400人

参加費▼無料※フォーラム終了後の交流会に参加する方は3000円。

2月7日(水)までに、▽氏名▽住所▽電話番号▽団体・会社名▽交流会への参加の有無――を記入の上、一般財団法人地域活性化センター(icrdforum@icrd.jp)へ、メールまたはホームページ内の「地方創生フォーラム in 茨城」の申込フォームにて申し込みください。

茨城県地域計画課(☎301局2732)

茨城空港の利用促進について

茨城空港よりお知らせ

3100台分の駐車場が無料の茨城空港は、札幌・神戸・福岡・沖縄(那覇)の4都市と中国(上海)へ就航しています。3月下旬以降も、引き続き使いやすい時間帯で利用できます。スケジュールについては、茨城空港ホームページをご覧ください。



茨城空港からのチャーター便(台湾)

3月上旬には台湾へのチャーター便を催行します。幻想的で華やかなランタンフェスティバル、ノスタルジックな九份の街並みなどがお勧めです。

茨城空港利用促進等協議会事務局(茨城県企画部空港対策課内 ☎301局2761)

となりのまちから

ひたちなか市 ● 環境シンポジウム2018

環境保全活動の振興および環境意識の啓発を目的に、「環境シンポジウム

2018」を開催します。

期日▼2月10日(土)

時間▼午後1時～

場所▼ひたちなか市文化会館(ひたちなか市青葉町1-1)

内容▼環境保全啓発ポスターコンクール表彰式▽環境保全に関する活動事例発表――など

ひたちなか市環境保全課(☎273局0111 内線3312)

小美玉市 ● 第9回「小美玉発! スター☆なりきり歌謡ショー」

オーディションに合格した「普段はごく普通の人たち」15組が、昭和・平成の流行歌をその歌手やグループになりきって、プロのバンド演奏をバックに歌い踊ります。「大衆劇場」というアピオスの特徴を活かした、オリジナルのエンターテイメント企画です。

期日▼3月18日(日)

時間▼午後3時開演

場所▼小川文化センター「アピオス」

入場料▼大人:1000円/人

▽高校生以下:500円/人 ※2歳以下のお子さんは入場できません。

中・**開**1月28日(日)午前10時から、

小川文化センター「アピオス」(☎0299-58-0921)または、おみたまオンラインチケット

(<https://ticket.city.omitama-ibaraki.jp/>)でチケットを販売しま

す。※1月28日(日)は電話・インターネット受け付けのみとなります。

白方小6年 照沼龍星さんが文部科学大臣賞(小学6年生の部)を受賞！！

第32回「WE LOVE トンボ」絵画コンクールで、白方小学校6年の照沼龍星さんが、文部科学大臣賞に輝きました。



照沼さんは7月の早朝、祖父と散歩中に水田でトンボの羽化を見ました。何時間もかけて広げた羽根が、光に反射して七色に輝く姿が美しく、自由に飛ぶ姿はまるで天女の羽衣をまとうているかのように感じたといい、「この感動を伝えたい」と思いながら描いたそうです。



第32回 文部科学大臣賞(小学6年生の部)
「羽衣トンボの住む風景」
白方小学校6年 照沼 龍星さん

【審査員講評】

緑の葉っぱに溶け込んだピンクの羽衣トンボが舞う世界に、思わず引き込まれます。トンボの羽を、天女の羽衣のように柔らかさと透明感が出るよう工夫して描きました。葉っぱの配置、トンボの動き、色の組み合わせなど、デザイン性・装飾性もレベルの高い作品です。

ふるさと歴史



歴史を再発見

郷土食も文化財

正月の餅の食べ方は、地域や家のしきたりによつて種々さまざまです。一方では、餅を食べない家もあります。

東海村には、焼いた塩鮭を餅の上に乗せた「塩引き餅」を食べる家があります。照沼集落では、塩引き餅を門松にお供えする家もありました。これは神様と同じ物を食べ、加護を祈る「神人共食」という信仰によるものです。そして鮭の頭はアラ汁で、骨は焼いて食べます。鮭は全て食べられるという先人の知恵や精神性から生まれた郷土食と言えます。

「アラ汁」は鮭のアラに大根・ニンジン・サトイモなどを入れたしょうゆベースの汁物です。東海村が、鮭の戻つて来る河川である「久慈川」に接している上、里の恵みが得られる地域だからこそ生まれた郷土食であるとも言えます。

私が結婚し、群馬県板倉町の住人となった昭和53年ごろ、板倉町では小粒納豆が販売されていませんでした。その数年後、茨城県に本社のあるスーパーマーケットが館林市に出店すると、小粒納豆が群馬県に入り、逆に茨城県内の店舗では、生うどん・生そば・きな粉草餅が販売されるようになったのです。これはそれぞれの地域の食文化が

東海村文化財保護専門員

宮田 裕紀枝

スーパーマーケットを介して交流したことになります。恵方巻きも、元来は関西地方の行事食でしたが、コンビニで販売されるようになると、急速に全国に広まっていききました。このように流通の発達により、信仰や精神性と密接に結びついていた地域の食文化が薄らぎ、精神性が忘れ去られてしまうような危惧を感じます。

平成16年、文化財保護法の改正に伴い、「文化的景観」が「史跡」や「名勝」と共に文化財の一つとなりました。「文化的景観」とは、風土の中で、生活・生業と共に作りだしてきた景観を指します。そして景観を形成してきた地域の歴史と共に、先人たちが生み出した知恵も含まれます。その一つが、郷土食です。郷土食は文化的景観を構成する重要な要素と言えます。



鮭のアラ汁

「和食」はユネスコの無形文化遺産ですし、「フナ寿司」は滋賀県の重要無形文化財です。「鮭のアラ汁」は、伝統的漁法と共に、東海村の重要無形文化財であると考えます。